

日本出土の支那古鏡 (其之一) 續西卷之一六

(1) 流雲紋四神鏡

傳伊勢國齋宮附近出土
(富岡縣藏)

(11) 神獸鏡

攝津國武庫郡本山村ノ内
岡本村字マンバイ出土
(東京帝室博物館藏)

(2) 銅梁四神鏡

攝津國三島郡土室村
石塚出土
(寺川松太郎氏藏)

(4) 獸紋緣四神鏡

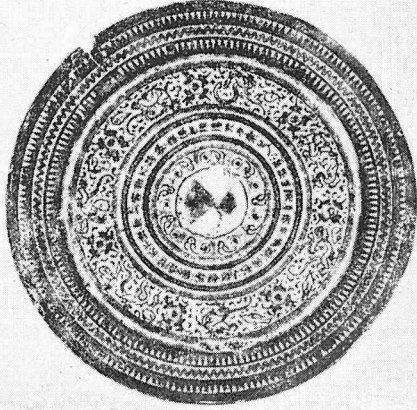
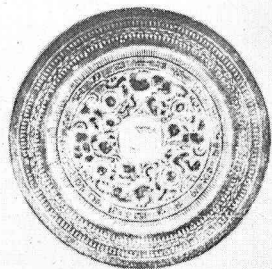
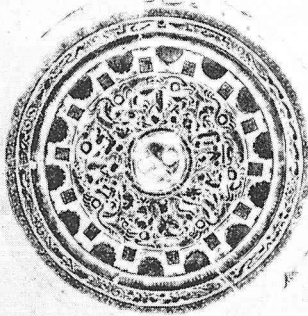
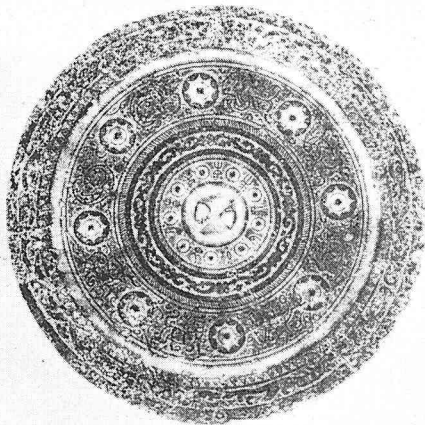
伊豫國越智郡下朝倉村
大宇朝倉下字丈六寺出土
(東京帝室博物館藏)

(7) 神獸鏡

甲斐國東八代郡下曾根村
宇山本丸山出土
(東京理科大學人類學
教室藏)

(3) 尙方四神鏡

河内國北河内郡牧方町
字高平山出土
(東京理科大學人類學
教室藏)



日本出土の支那古鏡 (其之二) 第四卷之一六

(5) 神人畫像鏡

山城國愛宕郡鞍馬村

字經塚出土

(京師帝室博物館藏)

(8) 神獸鏡

河内國南河内郡國分村

茶臼山出土

(國分神社藏)

(5) 青蓋盤龍鏡

河内國南河内郡國分村

茶臼山出土

(國分神社藏)

(21) 長宜子孫鏡

南山城出土

(松本文三郎氏藏)

(9) 神獸鏡

河内國南河内郡國分村

茶臼山出土

(國分神社藏)

(10) 神獸々帶鏡

丹波國水上郡石生村出土

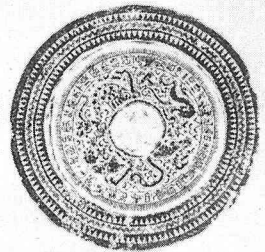
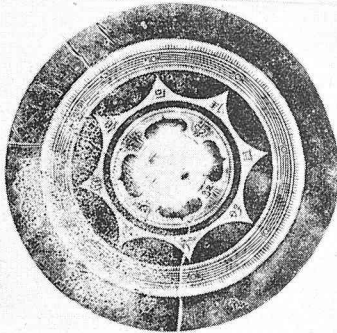
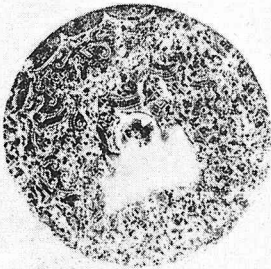
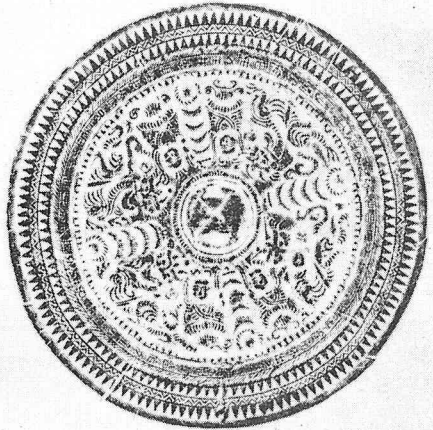
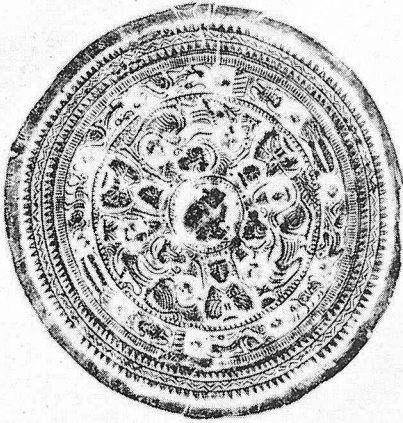
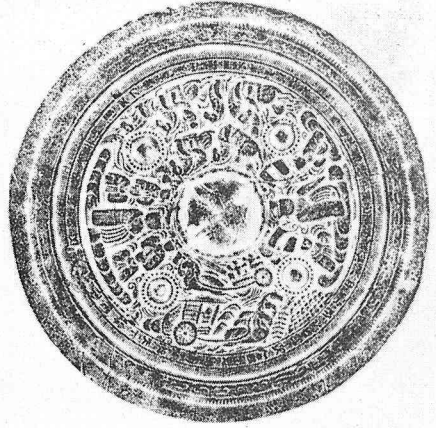
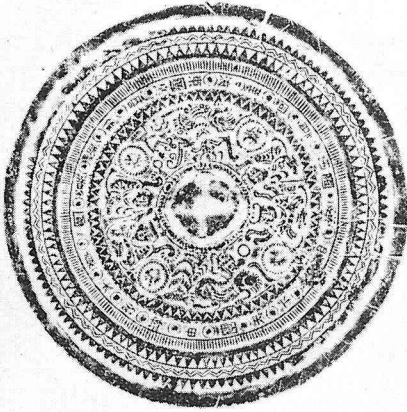
(東京帝室博物館藏)

(31) 夔鳳鏡

攝津國武庫郡本山村ノ内

岡本村字マンバイ出土

(東京帝室博物館藏)



くば試鍊したであらふか。吾人は上に述べ來つた如く不十分ながらも博士の戦前に於ける發展を髣髴し得たるが、博士の尙有爲の境涯に於ける突然の永眠が、戦時及戦後に於てまさに有るべき博士の發展實見の機會と、これに頼りて享くべき學界の福利とを併せて奪ひ去りたることを、諸君と共に深く悲まねばならぬのであります。(完)

(三二) Koetschke, S. 184

(三三) Ditto und Armin Tille, Nachwort. (Deutsche

Geschichtslitter Bd. XVI, Heft. 7.)

新見吉治 嗚呼ランプレヒト教授(學校教育二、九 大正

四年 廣島)

石橋智信 ランプレヒト氏の東亞學上の學說説及び事業(

東亞の光、一〇、八 大正四年 東京)

阿部秀助 現代の史學とランプレヒト(歴史地理二六、二、

大正四年 東京)

Frankfurter Zeitung 1915 Mai, 日を選す

Vossische Zeitung 1915 Juli, 日を選す

第一卷 叢説 日本出土の支那古鏡

日本出土の支那古鏡

富岡謙造

支那に於て、鑑又は鏡の字は古より存す。是は人の容姿を映寫する「カ、ミ」の意義に、使用したるは『毛詩』(擲風栢舟)に、

我心匪鑒、不可以茹。

とある如き、その最も古き例とすべし。然れども、

此のものは、當時また別の用法ありしと見ゆ。『周禮』(秋官司寇)に、

司烜氏、掌以夫遂取明大於日、以鑒取明水於月、以共祭祀——

と云へるは是なるべし。春秋以後、『莊子』『韓非子』等諸子中に往々鏡の事を云へる句あれど、未だ先秦の眞物の現存せるものあるを見ず。近く去る五月末に、沙市の上なる枝江縣にて、楚の成王の墓を發見して、一大銅鏡を得たりと傳ふるが、

第四號 一〇九 (六七四)

果して當時のものなりや否、俄に信すべからず。蓋し鏡の廣く世に行はるゝに至れるは、前漢よりなるべく、『淮南子』には、鏡を製造する方法を述べたる所あり。前漢の末期には、益盛にして、王莽は最も好事家にして、年號を鏡銘に使用し、又新家、新有善同等、自家の威力を誇れる銘文を用ゐ、其の遺物を多く世に残せり。後漢は、一般に鑄造せしと見わ、種々の形式興り、熹平三年(A.D.174)の年號あるものは、其の文様奇巧にして、從來盛行せし四神鏡とは、大に其の趣を異にせり。此の頃より神人怪獸鏡も、漸く行はれしもの、如く、建安十年(A.D.205)同十四年(A.D.209)の、吳の黃龍元年(A.D.229)等の年號ある鏡存し、此の種文様を中心として六朝を通じ頗る多種の鏡が鑄造されたり。かく其の製作の盛行と共に、當時相往來せる日本にも、漸次將來して、愛玩せらるゝに至れるなり。

本邦に於て、鏡の正史に見わたるものは、神鏡を除けば極めて少し。『日本書紀』垂仁紀の三年、新羅の王子と稱する天日槍が、將來せし寶物の中に、日の鏡一面と云ふものあり、日の鏡とは如何なるものなるかを知る能はざれども、支那漢代にて陽鑪と云ふものの如く、太陽に向ひて日中、鑪火を取る用に供せしものかとも思はる。次に神功紀の五十二年、百濟王、七枝刀一口七子鏡一面、及種々の重寶を献すと云ふ事見たり、日本紀の著者は神功皇后を以て三國志の卑彌呼に擬して、年代を推定したるかと思はるれば、此の記事は彷彿として、三國志魏志の景初二年十二月に、魏の明帝が、親魏倭王卑彌呼に與へし詔書中に、贈與せし品物の中、五尺の刀二口、銅鏡百枚とある等も、此の程のことなるべく想像せらる。さて七支刀は、現に大和石上神宮に傳來せるものに依り、其の形式を知るを得べく、或は神功紀に記載せら

れしものなるやも知るべからず。七子鏡と稱するものは、梁簡文帝の望月詩に、形同七子鏡とあれば、七箇の鏡形をなせる乳あるものなるべし。魏志の卑彌呼が果して何人なるか、又其の年代は本邦の何帝の御世なるかは、容易に決定するを得ずと雖ども、支那より銅鏡を輸入せし事の記録に見わたるは、此の次に魏廢帝正始元年、刀鏡等を倭國に送りし記事あり注意すべし。『古事記』の應神の卷には、百濟國王昭古王が、阿知吉師に附して横大刀及び大鏡を献せし事見ゆ。此の外、記紀及び支那の正史に鏡を輸入せし事は多く見わざるが、之を事實に徴するに支那古鏡は多く我國に將來し又我國にて製作せられしものにて、本邦各地の遺蹟より續々發見する遺物は、明治以後の分のみにても數百面に達し、諸陵寮、東京帝室博物館、東西兩京大學初め各地の社寺個人に藏せらる。是等の鏡の發掘せし場所は、多くは我が上代の古墳に

して、殊に考古學者が認めて古式となせる埴輪圓筒を有する瓢形墳・圓墳の副葬品として、其の内
部より玉劔等と共に出土し、其の地域は、西は大隅より東北は陸前に至りて、殆んど當時の日本の全土に亘り、多きは、一墳より三十餘面を出すものあり。此の古墳以外、鏡は九州中國四國の一部にある一種の遺蹟より、銅劔銅銚と共に出土す、其の形式は、稍古墳のそれ異なれり。さて從來は、是等發掘の鏡を以て、一概に漢鏡とのみ稱したれども、實は漢時代の製作と見るべきものは、其數極めて少く、六朝時代のもの、頗る多く、本邦模造と思はるものを省略して、専ら支那輸入品と認めらるるものみに就きて講述して、其の形式手法を論せんと欲す。

遺蹟の發掘せらるゝや、其の年代頗る古く、遺物の發見せるものも、又其の數甚だ多し。されど

も、其の多くは、出土の地名、及び發掘の年代等不明にして、古玩として骨董家并に好事家に傳來す。今はなるべく出土地の分明なるものを撰び、其の種類を別ち、之に比較すべき支那出土のものを挙げ、本邦へ傳來の鏡の性質を述べ、終りに略其の時代をも推定せんとす。

さて今日まで、余の調査せる所に依れば、是等の支那鏡は、大別して四神鏡、盤龍鏡、獸形鏡、神人畫像鏡、神獸鏡、精白鏡、花乳鏡、長亘子孫鏡、夔鳳鏡、位至三公鏡、四乳花紋鏡、葡萄鏡の十二類となすべく、中に就て神獸鏡最も多くして、種々の形式のものを含めり。以下四神鏡より順次述ぶべし。

四神鏡

此の種の鏡は、内區の文様に四神を配せるものにて、其の銘文に「漢有善同」「新有善同」「上泰山見仙人」等の句あり、漢魏時代に於て、最も盛行せ

るものにして、今日支那より將來する古鏡中にも多く見る所のもの也。本邦に於ては、出土比較的少なきも、猶左の四種類を數ふ。

(イ)、流雲紋尙方四神鏡 伊勢國齋宮附近出土と傳ふるものにて、口繪¹に示す如く、縁に西清古鑑等に流雲と稱せる、一種の連續したる唐草紋様あり。鈕座の周圍に、方形の輪郭あり、十二支の文字を配し、内區は、右輪郭の四邊より、T字形をこれに對し、外郭よりL字形、四周よりV字形の文様を置き、八個の鏡に擬せる花形乳あり、其間に、四神其他人物鳥獸を配置し、青龍の向へる方には圓郭中に日を表象せる三足の鳥の略形あり、白虎の前には、月を表象せる蟾蜍を圖す。銘帶は内區の外側に存して、左の銘あり

尙方作竟大母傷、巧工刻之成文章、左龍右虎
辟非祥、朱圖²武主四彭、子孫備具居中央、
長保二親樂富³、

此の種の縁を有せるものは、本邦に出土せし事極めて少數にして、大和國佐味田寶塚出土の縁と鈕とのみ殘存せる破鏡と、元松浦武四郎氏の所藏に係れる、出所不明の新莽鏡、(此の鏡焼失して今存せず。大體の圖様、齊宮發見のものと同なるも、

鈕座の周圍の輪郭には、彼と異なりて八個の乳の間に、長子宜孫の銘を表し、内區日月の表現なく、圖様稍簡なり、銘文は、「新有善同出丹羊、和以銀錫清且明、左龍右虎主四彭、八子九孫治中央」とあるを以て、王莽の時代のものたるを知る)の例あるのみ。此の鏡は、最近出土のものにして、其の場所の何地たる事を確知するを得ざるを遺憾とすれども、本邦にては、他に比類なき圖様とす。是等の圖様を、本邦にて模造せるもの、時々發見す、大和國北葛城郡馬見村大字大塚字新山出土のもの(諸陵寮藏)の如きその一例なりとす。(ロ)銅梁四神鏡 口繪²に示す所のものにて、攝

津國三島郡阿武野村大字土室字石塚出土に係る。鈕座を繞りて、九個の小乳の間に、一種の唐草紋あり、次に鈕帶ありて、

銅梁作竟四夷服、多賀國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力、

樂分、

の銘あり、其の外側に七個の四葉座乳の間に、四神三瑞を表せり。此の鏡と、形式を同じくせるものは、『奇觚室吉金文述』に、漢王氏鏡と題するもの外、見ざる所なり。銅梁は、四川省合川縣の南にある名山にして、既に文選(晉)左思の蜀都の賦中に、「外負銅梁於宕渠」とある如く、西晋天下統一の以後、著名となりたるものの如し。抑も名山の名を鏡銘に附したるは、支那董康氏の珍藏の四神鏡に、泰山作竟とある等の例を以て知るべく、泰山が漢代に著名なりし如く、銅梁が、西晋以後著名になりしを以て、此の鏡の時代を推定するを

得べけん。

(ハ)、尙方四神鏡 口繪 3 に示せるは、河内國北河内郡枚方町大字枚方萬年山出土に係るものにして、東京理科大學人類學教室の所藏なり。破損甚だしきが、鈕を繞りて鬘龍五珠鏡を表せる一帯あり、次に花形乳六個の間に、四神等の圖様あり、縁には模様化せる獸帶を示せり、銘帶は内區の外側にあるが、錯雜して其の銘明ならざるが、分明せるものに就て見るに、完全なるものに非ず。

此の鏡と、圖様の類似せるものに、播磨國揖保郡香島村大字吉島字松山より發見の鏡あり(東京帝國博物館藏)内區の文様、頗相似たるが、内帯は鬘龍のみにて、五珠鏡なく、主帯の一には、獸に乗れる人物、及び虎を象ふ人物を圖せり。素縁なり。銘文は次の如し。

尙方作竟大毋傷、巧工刻之□□章、白虎師子居中央、壽如金石佳自好、上有山人不知老兮、

此の種の鏡は、其の圖様、『金索』張氏竟三并に余の所藏の張氏鏡(五金の錢形あり)等に類似せり。五珠、並に大泉五十の如き錢形を、文様に使用する事は、晋代の風習にして、磚文に其例多し。今此の種の鏡の龍虎等の手法、並に錢形に據りて、異は其の製作の時代を推測すべきなり。

(ニ)、獸紋縁四神鏡 此の種の鏡の本邦出土のもの二種あり、一は口繪 4 に示す所にて、伊豫國越智郡下朝倉村大字朝倉下字丈六寺出土のもの、他は攝津國三島郡福井村大字福井小字海北塚發見に係るものなり(共に東京帝國博物館藏)。越智のもの、鈕を繞りて九個の小乳の間に、

樂未央、長相思、毋常忘、

の小篆の鈕文あり、連續せる唐草紋様に次ぎ、八個の花紋乳の間に、四神外人物獸形を現はす、外縁には紋様化せる唐草文、及び獸紋あり。海北塚のものは、破損稍甚だしきも、大體の圖様相異なる。

るなく、たゞ鈕の周圍に鈕文なし。

これと大體の圖様を同じうして、稍其の手法を異にせるものに、肥後國玉名郡江田村古墳發見の四神鏡(東京帝室博物館藏)あり。鈕を繞りて、花紋の間に宜子孫の銘あり、内區四葉座乳の間に、輪郭をとりて、薄肉凸起の四靈外三獸を表はす、外縁には唐草鳥獸紋あり、其の唐草紋の波狀をなせる手法、稍葡萄鏡の外周に似たり、圜滯の多き事前者に同じ。

此の種の圖様を有せる鏡は、支那出土にては、其數少なからず、住友氏、桑名氏、及び余の所藏するものにては數面あり、是等は其の手法よりし漢代より魏晉の間に製作せられしものならん。青蓋盤龍鏡、

此の種の鏡は、本邦出土品中、注目すべきもの二面あり、一は河内國南河内郡國分村大字國分茶臼山(船氏瑩域)より、寛永六年に出土せるものにし

て、他は近年近江國滋賀郡和邇村大塚山より發見せるものなり。兩者中國分のもの口繪5の如く最も完好なり、質黒色を呈し、内區の鬘龍禽獸の手法、頗る鮮明にして、凸起せり、左の銘文あり。

青蓋作竟四夷服、多賀國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力、傳告后世樂母極、

此の種の文様あるものを、從來博古圖の説に従ひて、鬘龍鏡と稱せしかど、北周庾信の詩に、盤龍明鏡の語あれば、盤龍鏡と稱するを以て適當なりとす。

盤龍鏡の銘文には、某氏作鏡、又某造とあるもの、最も多數なり、余の見る所にては、某氏とあるものには、晉以後の製作に係ると認めべきもの多く、又盤龍鏡中に、往々五銖錢形を文様中に使用したるものあり、又以て晉代に盛行せしものなる事を知るべし。

獸形鏡、

是に四獸なると六獸のものごあり、讃岐國香川郡弦打村大字鶴市字御殿山積石塚より兩者を發見せり(東京帝室博物館藏)。鈕を繞りて、四個、又は六個の圓座乳の間に、疾走せる如き、獸形を配し、其の圖樣、四獸のものは、青蓋盤龍鏡に、六獸鏡は、枚方出土の尙方四神鏡に類似せり。銘文は四獸のもの、

吾作明竟自有已、明而日月世少有、延年益壽兮、

六獸鏡は、

吾作明竟、大吉宜子孫、

ごあり。四獸鏡の手法は、六朝末期隋唐間に(銘文あるもの)製作せられたるもの、先驅をなせり。

神人畫像鏡、

凡そ三種に別つを得べし。

(イ)、其の一は、山城國愛宕郡鞍馬村字經塚の出土にして、口繪もに示すもの、之と同一型のもの肥

後玉名郡江田の古墳より發見さる。内區の圖樣、

漢代に盛行せる畫象石に類し、人物車馬の形態頗る精巧にして、繪畫を見る如き感あり。金索載する所の、漢人物畫像鏡、及び漢周仲竟等は、畧之と類似のものなり。銘帶に左の長文の銘あり。

公□氏作鏡四夷、多賀國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力、

傳告後世樂無亟、乘雲驅馳、參駕四馬、導從羣神、宜孫子、

緣の内側に、連結せる扁平なる鑲狀をなせる唐草紋あり。

(ロ)、其の二は、大和國北葛城郡河合村大字佐味田字寶塚、及び大和國宇陀郡榛原町大字上井足出土のものなり。兩者、其の外縁の紋樣、及び内區の乳の形式、多少異なるも(上井足のは圓座乳にして、佐味田のは四葉座

乳)内區の神人獸形は、全く同一手法より成り、佐味田のものは、脇侍をする二神と二獸、馬車を

操縦せる圖を現し、上井足のものは、後の二者に代ふるに、虎龍を象へる人物各二を圖せり。而して其の手法は、漢代畫象石のそれと同一に出ず。

銘文は佐味田のものは左より始り、

尙方作竟佳且好、明而日月世少有、刻治分守
悉皆右、長保二親宜孫子、富至三公利古市、
傳告后世樂無已、

とあり。後者は、

王氏作竟佳且好、明而日月世之保、服此竟者
不知老、壽而東王公、西王母、山人子高、赤
松、長保二親宜圖、

とあり。

(一)、第三は、河内國中河内郡中高安村大字郡川、山城國愛宕郡鞍馬村字經塚等にて發見せしもの。内區の文様の手法、他の二者と稍異なり、遊樂歌舞の狀態を現せるものにして、武氏の畫象の一に類似せり。外區には疾驅せる異形の禽獸魚人物を

現せり、これ又武氏の畫象石中にあるものと類せり。内區に接して左の銘帶あり、

尙方作竟自有紀、辟去不羊宜古市、上有東王父西王母、令君陽遂孫子兮、

國寶にして、現に紀伊國隅田八幡宮に藏する癸未年八月日云々の銘ある、本邦製作の鏡は、蓋し此の圖様に依りしものなるべし。

以上列舉せる人物畫像鏡の銘文中に見ゆる、東王父(又東王公)、西王母の神仙談の盛になりしは、魏晉以後の事にして、魏の明帝大和六年(西紀二三二)に薨せし魏武帝の子、陳思王曹子建の詩中に、東父の語あるを初とし、東父西母を並稱せしは、西晉の初に有名なりし傳玄の賦中に見ゆるを以て始とす(余の所藏の泰始九年の年號ある神獸鏡には、既に東王父西王母の語あり)。されば、此の種の鏡の製作せられたる時代は、早くも三國を上らざるべし。

神獸鏡

此の種の鏡は、本邦出土の支那鏡中、最も多數を占むるものなり。其の形式一樣ならざるが、大別すれば、畧左の二種に歸するものゝ如し。

一、外區に、飛翔せる異禽と疾驅せる怪獸、並に六飛龍の輿を引ける圖樣あり。銘帶が内行半圓形、(或は花紋、或は無地、或は鳥獸)と四劃せる正方形とよりなれるもの。

二、外縁が、二條の鋸齒紋帶と、其の中間に一條の復線波紋帶より成れるもの。

今前者より、更に内區の圖樣に依り分類説明すべし。

(イ)、其の一は、甲斐國東八代郡下曾根村字山本丸山(口繪7東京理科大學人類學教室藏)、及び山城國綴喜郡八幡町大字八幡小字大芝西車塚等より出土せるものにして、内區に、四軀の神像(或ものは脇侍を有す)と、四個の長き棒狀物を銜める

怪獸を交互に現し、怪獸の兩翼上に、環狀乳八個あり、其上に神像の脇侍、又は一種の怪獸を置けり。而して圖樣は多く四方より見るべく作られあり。銘帶に於ける方形格中に、各四文字めれども、順序錯雜して釋讀すべからざるなり。

此の圖樣に依り、本邦にて製作せるもの、山城國久世郡久津川村大字平川字車塚より出土せり。(ロ)、其の二は、肥後國玉名郡江田村出土の一鏡にして(東京帝室博物館藏)、内區に六神四獸を配し、乳なく、四方より見るべく作られあり。銘帶には神像の直下より一種の花紋を置き、之を四等分し、半圓形には各種の鳥獸を刻せり。

(ハ)、其の三は、山城國久津川村車塚出土のものにて、内區の紋様の精巧緻密なる事、前者と同一なるも、其の圖樣は一方より見るべく作られあり、上下左右に、四軀の神像を置き、其の間に怪獸を配列せり。銘帶に於ける、半圓形中には、鳳凰象

猿其他獸形並に花紋を刻せり。銘は

吾作明竟、幽凍三商、配像萬疆、競從序道、

敬奉賢良、周刻典祝、百身長樂、衆事主陽、

福祿正明、富貴安樂、益壽増年、侯王長富、

子孫蕃昌、賢者高顯、士至公卿、與師命長、

とあり。

(ニ)、其の四は、遠江國小笠郡曾我村大字岡津、

下野國河内郡雀宮村大字雀宮、肥後國玉名郡江田

村、(以上東京帝國)伊勢國多氣郡岩内村神前塚(廣瀬

治兵衛氏藏)等の所々より出土したるものにして、

圖様一方より見るべく作られ、上下左右に、四神

象あり、四隅に乳を繞りて怪獸を現す、大體の圖

様、(ロ)に擧げたるものと類似せるが、神獸の形

式、稍異なり、手法流麗となれるを認む。銘帯に

於ける方形格中の銘は、(ハ)のものと同一なる

が、稍簡にして、益壽増年侯王長富の二句なし。

余が藏せる支那山東縣の陳壽卿の舊藏に係る、

建武五年の銘文ある鏡は、此の種のものと同様、

殆ど同一なり。建武五年を以て後趙のそれ(晋咸

康五年 AD. 336) に推定せられたる人あれど、余

は南齊の明帝の建武五年(永泰元、A.D. 498) に推

定する事を穩當ならんとす。

(ホ)、其の五は、備中國都窪郡庄村、及び下總國

木更津附近出土のものにて、大體の形式(ニ)に似

たるが、神象に代ふるに、佛像の十軀を以てし、

蓮座の上に坐せるもの、光背を有せるもの等あり、

形式臙げながら六朝時代の銅象に似たり、而して

其の圖様は、四方より見るべく作られたり。

第二種の神獸鏡の例の一は、

(イ)、河内國南河内郡國分村大字國分茶臼山、近

江國栗太郡瀬田村大字南大萱字織部、大和國北葛

城郡河合村大字佐味田字寶塚等の各地より發見せ

り、銘文中に、銅出徐州の句あるものなり。口繪

に載するは、國分茶臼山出土のものなり。内區は振

形座乳の上に、四段に別てる一種の笠松形の文様を以て之を四平分し、各區に神象一鍵を銜へたる怪獸一を現せり。銘文は國分出土のもの長文にして、他は稍節畧せしものなり、前者の全文左の如し。

新作明鏡、幽凍三剛、銅出徐州、師出洛陽、彫文刻鏤、皆作文章、配德君子、清而且明、左龍右虎、轉世有名、師子辟邪、集會、並王父王母游戲、聞□□□□宜子孫、

銘文中に見ゆる徐州は、今の支那江蘇省徐州府にして、兩漢時代には彭城國なりしが、魏に至り徐州を置き、西晋之を襲ひしが、其の後、幾多の變遷を經劉宋の永初三年、再び徐州彭城郡となる、此の地の首府を今も銅山縣といひ、附近に銅鑛多きを以て名あり。此の種の鏡が、徐州の銅を以て製作したるものなる事明なり。師出洛陽の師は、鏡を鑄造する工人を指せるものなる事、漢及び吳

の鏡銘中、往々見る所なれど晋に至つては其の祖司馬師の諱を避け、京師を改めて京都と稱せし如く、凡て師の字を使用せざる事となれり、今此の銘文中に師の字を用ふるを以て、其の製作の晋時代に非ざる事を知るべし、而して銘中、前述せる東父西母の句あるに考へ、余は此の鏡を以て劉宋の初期に製作せられしものと推定せんとす。

(一〇)、第二の例は、口繪りに示す所のものにして、同じく河内國々分茶白山の出土に係るもの也。内區振形座乳を以て四分し、神象二怪獸二を交互に現し、其の怪獸の側には、一には人物、他には三段の笠松状の文様及び魚を圖せり。銘帯には、二十一個の圓座乳あり、其の間に、次の銘と、四方に方形格内「君宜高官」の二重の銘文あり。

吾作明鏡真大好、浮由天下□四海、用青同至海東、

文中に見ゆる至海東の句は、支那より本邦朝鮮へ

寄贈すべき爲に、特に此の銘を表はせるものと考へらる。

大和國磯城郡都村大字八尾(和名抄の鏡作郷)に鎮座せる鏡作宮の什寶として藏せる鏡の文様、之と頗る類似せり、たゞ銘帯より以外を切斷せるは、支那製作を證する銘文ありては、都合のあしき事ありし故なるべし。

(ハ)、第三は、銘帯中に唐草と配して、日月天王の銘あるものにして、山城國綴喜郡八幡町大字八幡字大芝西車塚、大和國北葛城郡佐味田寶塚等より發見せるもの是なり。八幡發見のものは、内區を四分して神像二怪獸二を交互に現し、其の神像の側に脇侍の如きもの、笠松狀の文様を配せり。銘は四方に方形格中、日月天王の四字を一字宛現せり。佐味田の鏡は、内區に四神四獸を圖し、銘帯には四分せる方形格中、日月天王の銘を六ヶ所に現し、其の唐草文様の一には、之に代ふるに二

羽の鳥形を以てせり、手法稍前者と異なれり。

(ニ)、其の四は、遠江國豊田郡寺谷村發堀のもの也。内區六乳の間に、三神三獸を示し、有節重孤紋圈を距て、銘帯あり、方形格中「日月」の銘を、一字宛三度繰返し、其の間に四靈、并に二獸形を現せり。手法他の神獸鏡と異なれり。

(ホ)、其の五は、大和國北葛城郡大塚字新山より出土せるものにて、内區神像三軀に代ふるに、佛象を以てせるもの也。象は蓮座上に坐し、其の一は、圓光背を有し、圖様の空間に蓮花を圖せり、其の銘帯に當る所には、一方に疾驅せる龍虎の如き獸を現せり。

(ヘ)、其の六は、三神三獸々帶鏡なり。此の種の鏡は、本邦古墳よりは頗る多く出土するものにて、支那より將來せしものと共に本邦に製作されしと考へらるものもあり。丹波國氷上郡石生村より發見せるは其の一例にて、口繪10に示す如く内區の

三神三獸は、比較的粗なる線より成り、六個の素乳の上に、一種の笠松状の文様あり、内區を繞りて十個の素乳の間に、西方亞細亞の古代より十二宮として星座に配當せしものゝ内なる、双魚天蠶獅子牛等の獸形を現せり。

(ト)、其の七は、口繪11に示す攝津國武庫郡岡本村字マンバイ出土のものなり。内區四個の圓座乳の間に、脇侍を有する二神、及び二獸を配し、手法丸味を帶ぶ、銘文は、

吾作明竟、幽凍三酉、競從序道、配象萬彊、曾年益孫子

とあり。此の種の鏡を、本邦にて模せるもの、往々存す、攝津國三島郡の伊勢寺境内出土の鏡の如きは、其例なり。

以上にて、畧神獸鏡の各形式を述べたるが、こゝに右二者の中間に位せる一鏡あり。上野國群馬郡大類村大字芝崎の古墳より出土せるものはにし

て、銘帶に□始元年の銘あるもの也。此の鏡、内區の圖様大體に於て、第一類の(ハ)に掲げし山城國久津川村車塚の神獸鏡に類似し、稍手法を異にす、外帶は第二類の形式に屬せり、銘文は、

□始元年、陳是作鏡、自有經迷、本自地□杜地□出壽如金石、保子□、

とあり。年號の最初の一字缺損し、□始なるか明ならざるも、其の形式手法より推し、劉宋の明帝泰始元年(A.D.465)のものなりと考ふ。

是等神獸鏡は、後漢の中頃より製作せられしものと覺しく、余の藏鏡中に、

漢有善同出丹陽、大師得同、合凍五金成、並に劉氏作明竟云々の銘ある二神二獸鏡の頗る精巧なるものあり。年號の徵すべきものにては、桑名氏藏竟の建安十年の銘あるもの、内藤博士の藏竟建安十四年の銘あるものあり、三國にては、余の藏竟吳黃龍元年の銘あるもの等あり。其の形式

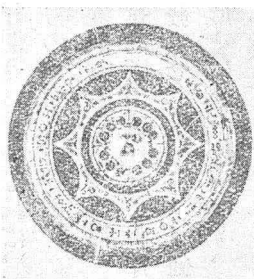
圖様手法は本邦出土のものと、其の趣を異にすも雖ども、神獸鏡が、漸次流行するに至れるを見るべく、西晋に入りては、山海經、穆天子傳等の神仙怪獸談の盛なると共に、益其の製作多かりしなるべし。余の藏鏡泰始九年三月七日張氏作の銘あるものは、内區の圖象は稍や異なれども、銘帶外區縁等は上舉の第一類と全く同一なり、第二類の多くの神獸鏡が晋宋間のものたる事言ふ迄もなし。精白鏡、

此の種の鏡に、二種あり。

(イ)、一は、筑前國筑紫郡春日村大字須玖の一種の遺蹟より銅銚と共に發見せしものなり。僅に一破片を存するのみなるが、(東京文科大學藏)、桑名氏藏の支那出土に係る完全なるもの、及び錢塔の鏡銘集録中に著録せるものに就き、原形を知るを得、即ち鈕を繞りて其の座により四分されたる區劃内に、各三個の圓座あり、縁に至る間に、二

重の兩側に斜行櫛齒紋を有せる素帶あり、其の間に小篆七十二字の銘を有す。孫星衍の續古文苑十四に、釋讀する所に依れば、

紫精白而事君 怨陰驩之奔明 煥玄錫之流澤
志疏遠而日忘 慎際美之窮嗤 外丞驩之可欲
說慕安於重泉 願永思而母紀 內請頌以昭明
光輝桌夫日月 心忽楊而願忠 然壅塞而不池
文中圈點を附せるは、須玖發見の破片に存する所のものなり。



く、(大和國發見のもの)鈕及び鈕座の周圍の圓座は、前者と同一なるが、素帶を距て、內行の八花あり、其の

精 (破片)の一種の遺蹟、讚
白岐國香川郡弦打村字御殿
鏡 山積石塚、大和國生駒郡
西京附近の三ヶ所より出土せるもの、圖示せる如

間に、一種の唐草紋を連接し、其の外側に銘帶あり、以て素縁に終れり。銘は紫精白而事君云々の文字を、所謂ゴジツク形に紋樣的に現はせり。

精白鏡の銘は、其の文體、一種特有のものにして、他の鏡銘の如く徒に吉祥語を羅列したるものにあらず、須玖出土破鏡の一なる(イ)の篆書のもの(桑名氏藏全鏡)は、錢坫が「此忠臣節士、立心明義、無以自發、作此鏡以示意者也」、と評し、孫星衍は、其の文體似楚離と讀せし如く、鏡銘中第一の名文なり。同異體文字の方は、右の文を節略したるに過ぎず、小篆の方と同形式のものにて、錢坫の鏡銘集録に載する所の妻贈夫鏡の如く、情緒纏綿たるものあり。異體文字の方にも、同書に載する所(余の藏鏡中に一面あり)

日有憲、月有富、樂無事、常得意、美人侍、孛瑟侍、商市程、萬物平、老復丁、復生寧、錢坫は、漢史游の急就章中に長樂無極老復丁の語

あるを證として、漢代のものご定めたり。小篆並に異體文字は、吳の天發神讖碑禪國山碑及磚文に類似せるものなれば、漢末三國の頃の製作に係るものとすべし。

花乳鏡

筑前國須玖に於て破片となりて、前記諸鏡と共に發見せしものなり。鈕は九個の乳の連續して、振形をなせる形を取り、次の素帯に至る間に、一種の唐草文あり、其の外方に、二重の内行花紋帶あり、其の中間九曜星の如き乳と、一種の素乳を連結せる唐草紋よりなる内區あり、圖樣は異なるも、手法前掲精白鏡と類似せり。此の種の鏡は、本邦に於て他より出土せるものあるを聞かず。

長宜子孫鏡

此の種の鏡は、山城國綴喜郡八幡町字志水東車塚、播磨國揖保郡香島村大字吉島字松山、及び南山城の古墳等より出土せり、口繪12に示すは松本(文)

博士藏の南山城出土に係るもの也。質黒色を呈し、四葉座鈕の間に長宜子孫の銘あり、櫛齒紋素帯に次ぎ内行花紋あり、更に之に

壽如金石佳且好兮

の銘あり、數條よりなれる文帯を経て、素縁に終れり。

此の式の鏡は、支那は固より近時は朝鮮平壤大同江面の樂浪郡の遺蹟より發見せしものあり。

是に類似して形式の稍異なるものに、讚岐國香川郡弦打村御殿山、及び伊豫國宇摩郡妻鳥村字東宮山出土のものあり。前者は鈕座の四葉文延長し、第二の銘文「君如山石」となる、交互に圓形文を現せり。妻鳥のものは、小形にて文様簡單に、四葉座鈕の間に、長宜子孫の銘見ゆ。本邦古墳出土の小鏡中、最も多き所謂内行花紋鏡の如き、又之を模造せるなり。

此の種の鏡も、手法銘文より推し魏晉の間に製

作せしものならん。

夔鳳鏡

口繪13に示すものは其の一例にして、攝津國武庫郡本山村の内岡本字マンバイ出土に係る（東京帝國博物館藏）是と同形式のもの、前記筑前國須玖の遺蹟よりも發見せり。文様平面的にして、鈕座は四葉文より變形して、中にマンバイのものは、長宜高官、須玖のものは位至三公の銘あり、内外區の別なく、四葉文の一部にて四分して、其の各に相向へる二鳥文を表し、内行花紋を以て終れり。マンバイのものは、鳥文に二重の輪廓を施し、須玖のものは相向へる鳥首の間に君宜固市の副銘あり。

此の種の鏡は、支那にては往々見る所にして、余の所藏のもの、如きは精巧無比なりとす。其の製作せられし時代は明ならざるが、文様の平面的なる熹平三年鏡に類し、其の圖様は漢代より行は

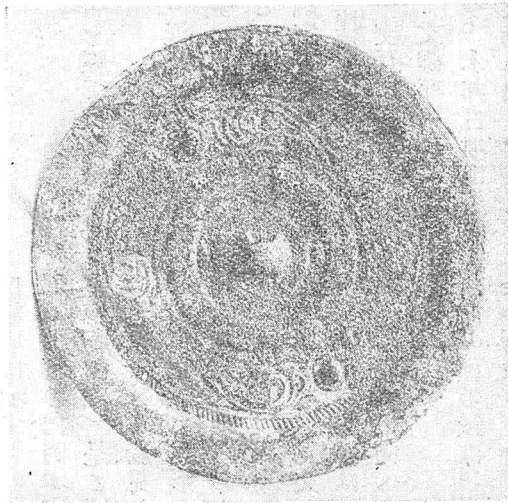
れしなるべきも、前記本邦出土のものは、是を余が藏鏡に比するに、手法稍劣れる感あり、恐らく三國若くば其の以後のものなるべきか。

位至三公鏡

周防國吉敷郡下字野令村大字赤妻小字丸山、肥後國東松浦郡玉島村大字谷中字立中等より出土せる小形のものなり。

縦に鈕の上に位至、下に三公の銘あり、其の兩側に、非常に紋様化せる獸首の如きものを表し、斜行櫛齒紋に次ぎ素縁となれり。此の式の鏡は、支那にても出土の多數なるもの也。

四乳花紋鏡



圖示せるものにして、紀伊國海草郡椒村大字椒濱の出土に係る。圓座鈕を繞りて素帶あり、内區圓座四乳の間に、一種の唐草紋を配し、其の外に斜行櫛齒文と、廣き素縁を有す。

此の種の鏡は、支那に於て四は往々見る所なるも、本邦乳に於ては從來發見されしを花聞かず。

紋葡萄鏡

鏡圖示せるは、大和國高市郡船倉村大字松山に於て金銅鈕の鐵鏡と共に發見せられしものにて、本邦古墳より出土せる確證あるものなり

鈕は獸形にして、内外區共に旋轉せる葡萄紋を表して、内區に四獸、外區に鳥獸を配し、一種の花

紋帯を縁に有せり。葡萄牙鏡は、支那古鏡中最も著しきもの、一にして、其の遺品頗る多し。宣和の

邦古墳出土支那鏡の最後に位するものなるべし。上來記述せる所に依り、之を見るに本邦出土の

博古圖録之を漢代のものとして著録せしより、支那歴代の圖録みな相受け今に至るなほ之を信ずるもの多く、中にも獨の Hirth の如きは之を以て支那最古の鏡とせり。然れ共、其の圖様手法を觀るに、多くの葡萄牙鏡は、錢拈が鏡銘集録に論せる如く、唐代の作と認むるを可とすべく、到底斯の如き流暢なる文様が、漢代に盛行せしとは信すべからず。たゞ此の松山出土の如きは、



支那古鏡は、初に一言せる如く、漢代の製作と認むべきもの比較的少くして、六朝時代に盛に鑄造せられし葡神獸鏡多數を占むるが、上は王莽時代のもの、推定葡すべき四神鏡より、下は六朝末期の葡萄牙鏡に至るまで、鏡畧各代ものを網羅して、上代に於ける日支兩國の引續きての交渉の存在を示すと共に、本邦古代墳墓營造の期間を推定し得るは余の願る興味を感ずる所なり。又其の鏡の形式の如きも、素より支那古鏡の凡てを包括せず、支那に通

雜纂

朝鮮史の栞 (第二回)

文學士 今西 龍

有のものにして本邦に出土せざるもの少なからざれども、四神鏡、精白鏡、神人畫象鏡、神獸鏡等各代の主なる形式は略見るを得て、一般の鏡の沿革を辿るを得べし。ただ現在學界に於ける古鏡研究の状態よりしては、未だ各代の特徴を詳示して、沿革を明確ならしむべき程度に達せず。余は本篇に於て、從來顧みられざりし方面より多少の新見解を附せしも、綜合的記述に及ばずして、主として形式の分類に意を用ひたり。他日余の管見に漏れたる資料を求め、更に新材料の出土するありて、研究を新にするを得ば重ねて述ぶる所あるべし。

附記 此の一編は、去る八月開催の京都帝國大學夏期講演會の科外講演として、同二日夜幻燈を使用して試みたる講演の草稿に一二補訂を加へたるものなり。當夜は、短時間一般の聽衆に説明せんとせる故、極めて大體を通俗的に述べたるものなるを以て、専門家には不十分なるべけれども、余が研究の大體を示し得たりと信するを以て、本誌の餘白を借るゝことなせり。終に臨みて余の古鏡研究は京都帝國大學文科大學教務囑託梅原末治君の補助に負ふ所多きを感謝す。

第三 駕洛國記

一篇。高麗文宗王三十年遼道宗大康二年丙辰金^{今の}官^{金海}の知州事某が三國史記の成るに先つこと六十九年に撰せり。三國遺事が之を略して收載せしものゝみ今傳はりて全文のもの傳らずと雖原篇の體裁面影を遺存する朝鮮史籍中最古のものなり。此書の題とする駕洛は金海駕洛にして嚴密に名くれば南駕洛なり。本書此南駕洛即金海駕洛の始祖首露王の開國傳説を録し以下仇衝王に至る九代に就て略記せり。其記事金官古來の所傳に撰者の見聞を加へ尙外に開皇曆若くば開皇錄と名づくる古